

# コミュニティ通訳養成のあり方に関する考察

## A study on community interpreter training

内藤 稔  
NAITO Minoru

東京外国語大学大学院総合国際学研究院  
Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

はじめに

1. 自治体・国際交流協会等による取り組み
2. 大学・大学院などの高等教育機関による取り組み
  - 2.1. 東京外国語大学における「インターンシップ」の事例
  - 2.2. 加速化する社会連携の動き
  - 2.3. 言語文化サポーター制度の設立
3. ToT(Training of Trainers)の試み
4. 東京地方検察庁との人材育成に向けた取り組み
5. 通訳人を介した模擬裁判

おわりに

キーワード： コミュニティ通訳、社会連携、言語文化サポーター

Key Words: community interpreting, social collaboration, language and culture supporter

### 【要旨】

本稿では、多言語・多文化化が進行する日本社会においてニーズの高まるコミュニティ通訳の養成のあり方を考察するものである。コミュニティ通訳の養成においては、これまでは地方自治体・国際交流協会が主な役割を担ってきたが、従来からの単発形式による講義・演習を主軸とした研修に加え、昨今ではその内容が倫理規定を意識したディスカッションを取り入れるなど多様化してきている。また大学・大学院などの高等教育機関も、社会からの要請に応じる形でコミュニティ通訳の養成に努めており、東京外国語大学では在校生向けには「インターンシップ」の授業を通じ、実地研修の機会を提供しているほか、卒業生等を対象とした「言語文



化サポーター」制度においては、東京地方検察庁などの外部機関との社会連携により、現場に即したコミュニティ通訳の養成やその指導者の育成を目的とした研修、ならびに模擬裁判を実施している。このようにコミュニティ通訳をめぐる養成手法が多様化する中、通訳の質の担保ならびに社会連携の枠組みを生かした中長期的な人材育成が今後一層期待される。

The aim of this paper is to explore the diversifying status of community interpreter training in Japan. Aside from local municipalities and international associations that have thus far taken a major role in nurturing community interpreters, higher educational institutions are now strengthening social collaborations with external organizations and providing hands-on trainings aimed not only for their undergraduate and graduate students but also for their alumni.

At Tokyo University of Foreign Studies, along with the Community Interpreting Internship class offered for the third- and fourth-year students, the Language and Culture Supporter System was established so as to provide ample training opportunities for the graduate students and alumni in part through partnerships with outside organizations. While the community interpreting ToT (Training of Trainers) was organized for the Language and Culture Supporters, the university has made an agreement with Tokyo District Public Prosecutors Office and offered a variety of training programs for those who wish to get a better understanding of how interpreting at the places of investigation should be. That includes a mock trial event joined by interpreters. This event was made public for the general audience as well.

While community interpreter training is becoming increasingly diverse, it should be noted that at the core is ensuring the quality of interpreters. And nurturing interpreters in a mid- and long-term through social collaborations for that purpose of quality assurance should be further expected.

## はじめに

日本社会における在留外国人の数の増加が注目されるようになって久しい。いわゆるリーマンショックや東日本大震災などの経済情勢あるいは社会事情などにより、一時的には日本を離れる人が目立ち、それによる在留外国人数が減少に転じるときこそあるものの、ここ数年はその数は増加傾向が続いていた。この傾向は東京オリンピック・パラリンピックの開催が近づくにつれ強くなり、法務省によれば、2017年12月末現在において在留外国人の数はついに250万人超えを果たし、256万1848人となった<sup>1)</sup>。この数は前年末と比べ7.5%の増加であり、昨年引き続き、過去最高を記録した。在留資格としては「永住者」が73万8661人と最も多く、

「特別永住者」がそれに続くが、2015 年 4 月に新設された「高度専門職」も対前年末比 46.9% と大幅に増加した<sup>2)</sup>。

また国籍・地域別に見てみると、増加が顕著な国・地域としてはベトナムとネパールが目立ち、それぞれ 23 万 2562 人、7 万 4300 人が在留しており、これらの数は約 10 年前と比較すると 6 倍近い伸びとなっている<sup>3)</sup>。なお減少の見られる国・地域は韓国のみとなっていることから、在留外国人の増加という観点からも日本社会の多言語・多文化化が一層進んでいる現実が見えてくる。

このような在留外国人の増加に伴い、コミュニティ通訳に対するニーズもまた高まりを見せている。コミュニティ通訳は、司法、行政、教育、医療等の分野で、「言語的マイノリティを通訳・翻訳面で支援することにより、ホスト社会につなげる橋渡し役」(杉澤 2013:12) を務めると定義されており、また文化的要素が大きく関わるほか、「基本的人権の保護に直結している」(水野 2007:15) などの特徴がある。全国各地において、集住地域・散在地域などの違いはあるものの、増加傾向にある在留外国人に対し、基本的人権の擁護に直結する働きをもつコミュニティ通訳は各地域において必要不可欠な存在であり、その養成は急務となっている。

このような流れの中、これまでコミュニティ通訳の養成を担ってきた各地方自治体・国際交流協会等において、従来からの研修を見直す動きが出てきたほか、大学・大学院などの高等教育期間もまた人材育成に向け、外部機関との社会連携を通じてさまざまな取り組みを担うようになってきている。いずれも特に質の担保を念頭に、中長期的な視野に立ち、現実的なニーズに対応することができるコミュニティ通訳の育成に励んでいる実情にある。

## 1. 自治体・国際交流協会等による取り組み

従来、コミュニティ通訳の養成にあたっては、外国人住民を抱える自治体・国際交流協会が中心的な存在である。現在認定制度などを設けるなどして、一年間を通して研修を実施する機関も徐々に始まってきてはいるものの、通常は年に数回、一回当たり 3 時間程度の単発形式によるものが主流となっている。

これらの研修は、それぞれの組織が設けている通訳ボランティア制度に登録している、あるいは今後登録する予定にある地域住民を対象に開催されている。コミュニティ通訳は本来、人の人生や生命を左右する可能性が高い場面での通訳が求められるため、通訳者として十分な質の担保が求められる。移民法が存在し、たとえば司法分野では連邦レベル・州レベルで認定制度が設けられている米国や、NAATI と呼ばれる国家レベルの通訳者・翻訳者認定組織を有するオーストラリアとは異なり、日本では通訳者の質の確保に関する議論が政府レベルではなかなか進展していない(内藤 2018)。たとえば実際に外国人住民を地域に受け入れ、そこで発生す

るさまざまな暮らしに関する問題を扱う行政分野においても、総務省が2006年に各地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するためのガイドラインである「地域における多文化共生プラン」を示し、その中で言語支援の必要性こそ打ち出したものの、事業の運営にあたっては各自治体任せとなっており、国が組織してコミュニティ通訳の養成および質の担保を図ろうとする動きは未だに出てきていない。

事業を任された立場にある自治体・国際交流協会も、昨今それぞれがひっ迫した財政にあえぐ中、人的リソースを含む、多文化共生に係る予算を確保するのが厳しい現状となっている。そのため、地域における現実的なニーズに沿い、コミュニティ通訳の養成を図ろうとするものの、単発による研修を実施するのが関の山となってしまうことが多い（水野・内藤 2015）。しかしそうした受入社会側の事情にかかわらず、日本に暮らす外国人の数は増加傾向にあり、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、今後その傾向はますます強まるものであると考えられる。またいわゆるインバウンドと呼ばれる訪日外国人の存在も看過できない。これらの訪日外国人は、コミュニティ通訳が通常相対する在留外国人とは違い、日本社会に中長期的に暮らすものではない。とはいえ、日本に滞在中に医療機関にかかったり、あるいは街中で発生した事件の証人として取り調べを受けたりする可能性があるばかりか、震災などの災害の被災者になり得るのである。その場合、滞在している地域のコミュニティ通訳が必要となるため、こうした在留外国人以外の外国人への対応についても、各自治体・国際交流協会は今後の大きな課題の一つとしてとらえている。

このように受け入れ側の自治体・国際交流協会においても、時代による若干の変化はあるものの、依然としていかに各地域に暮らす外国人住民が必要なサービスを受用できるためにコミュニティ通訳を養成していくかは全国的に共有された課題である。研修では、短い時間になるべく即戦力となり得る人材をトレーニングできるかが課題となっており、そのため、研修内ではリテンションやプロダクション、ノートテイキングの手法などの通訳者養成を行う高等教育機関で行われる基礎的な通訳トレーニングに加え、実際の現場を想定したロールプレイング形式による逐次通訳演習が導入されることが多い（水野・内藤 2015）。ロールプレイングにおいては、参加者が地域のボランティアであり、それゆえ語学力を含む通訳能力にも幅があることが多いため、参加者全員が取り組みやすいテーマを選定することが期待されている。法律相談などに対応できる人材は必要不可欠ではあるものの、必ずしも司法分野の知識を具えていないケースも多く、子育て支援といった行政の窓口場面であったり、学校における教師と保護者のやりとりであったりなど、参加者自身にとっても身近で、かつ地域の通訳場面として頻度の高いテーマを設定するなど、研修のカリキュラムを策定する上で留意しなければならない点である。

また研修においては、単に通訳技法のみを身につける、あるいはそれに必要な日々の練習方法を紹介するだけでなく、そもそもコミュニティ通訳に期待される役割について概説する必要もある。その際には、特に通訳者にとって欠かせない倫理面での学びの機会も用意しなければならない。現状日本において、コミュニティ通訳の多くが通訳ボランティアの善意によって支えられている中、どこまでが通訳者として取って仕かすべき行為なのか、どこからが逸脱に値するのかなど、その境界線についてあらかじめ認識しておく必要がある。コミュニティ通訳の他の分野と比べ、職業化が進む司法通訳と比較して、医療を代表に、相談、行政、教育といった各分野では特にボランティアに近い形での通訳対応が一般的である。その場合、通訳を行う側の意識として、どこまでが通訳行為であるのか、どこからがそれ以上の善意による支援なのかがあいまいとなってしまう、結果、通訳者の側に過大な負担が発生してしまいかねない。また一人の通訳者が必要以上に外国人住民に肩入れをし、それを当たり前とらえるようになってしまった場合、別件において対応を要請された別の通訳者にも同様の期待をする可能性があり、地域の通訳者コミュニティにおいて保たれている秩序を乱しかねない。

また倫理面では、守秘義務についても一人ひとりの地域の通訳者が認識を深めていく必要がある。外国人散在地域において、特に少数言語に関しては通訳を担うことができる人材は限られている。一方外国人集住地域においても、言語によってはコミュニティが限りなく狭い場合もある。守秘義務を含む倫理に関するトレーニングを受けていない人物が通訳にあたった場合、悪意こそないものの、安易に他者にその内容を伝えてしまったり、またその情報が即座に流布してしまったりする例は後を絶たない。いかなる地域においても、現状バイリンガルであることでコミュニティ通訳として活動にあたっているケースが多い中、守秘義務をはじめ、倫理面での立ち居振る舞いについて一定の理解を得られるような講義を研修に含めることを自治体・国際交流協会が求めるのは必然であるといえる。

こうした中、地域のコミュニティ通訳者の養成に取り組む自治体・国際交流協会、NPO などの一部では、従来の講義・通訳演習の研修内容に加え、倫理面での留意事項を実際の各地域における通訳事例をもとに参加者全体で議論する、ディスカッション・セッションを設ける例も見られ始めている<sup>4)</sup>。

このようなセッションは、研修に先立ち、参加者がこれまでの通訳案件の中でどのように行動すべきであるのか、頭を悩ますこととなった事例をそれぞれ複数あげ、研修主催団体に伝えておくこととなる。その後、主催団体はそれぞれの事例をファイルにまとめ、参加者全員ならびに研修担当講師と共有し、各自の対応策について意見を述べられるよう準備を行う。

研修当日は、多言語による参加者のもと、各言語に固有な事柄、また言語を問わず直面する問題それぞれに関して、互いの経験を、コミュニティ通訳者として取るべき行動について理解

を深め合えるよう設計がなされている。コミュニティ通訳が広がりを見せる中、また一部はボランティアではあるものの、倫理面でのトレーニングを受けることで「プロ意識」が醸成された人材が増える中、守秘義務を順守するため、日ごろは通訳現場での悩みを他者と共有できないことに悩む人も多い。ただこうしたディスカッション・セッションにおいて、あくまでも通訳案件の個別具体的な内容や登場人物がまったく特定されない形で日ごろ口に出すことができない問題を共有できる場づくりは、今後さらに各地で必要性が増すものであると考えられる。

このようなセッションは通訳現場で必要な知見を得るためのものであると同時に、人間のさまざまな葛藤が垣間見られる場において業務にあたる宿命にある通訳人材のストレス・マネジメントにもつながるだろう。コミュニティ通訳においては、特に通訳者のメンタル面でのサポートについても、今後より検討が進められるだけでなく、通訳者養成のための研修の場においてもワークショップなどが取り入れられる必要があるといえる。

## 2. 大学・大学院などの高等教育機関による取り組み

欧米諸国において、通訳者の養成を主に担ってきたのは、大学・大学院などの高等教育機関である。これらの高等教育機関、特に大学院において、通訳者の養成にあたり、主な対象となってきたのは会議通訳である（武田 2013）。欧米諸国では、大学院修了後の出口として通訳市場が成立しており、通訳エージェントが有する通訳学校を終えることが仕事を得るためのもっとも標準的なルートであった日本とは、その点において大きな異なりがある。

しかしながら、1995年に大東文化大学大学院経済研究科に会議通訳者の養成課程が設立されて以降、東京外国語大学や立教大学、神戸女学院大学などにおいても、大学院レベルで通訳者・通訳研究者の養成を行う動きが見られるほか、2005年の段階において、全国的にも105以上の大学・大学院で通訳の授業が開講され（染谷他 2005）、さらにその後、英語教育の一環として通訳実技を教授する取り組みが各大学で進むなど、高等教育機関と通訳者教育とのかかわりは、さまざまな形を取りながら多様性を見せ始めている。

コミュニティ通訳においても、その養成にあたっては、自治体・国際交流協会と同様、高等教育機関もまた、通訳者教育において提供している内容が多様化しているといえる。コミュニティ通訳の専門教育は世界でもまだ十分におこなわれているとはいえない（Pöchhacker 2004）。しかし昨今、日本の大学・大学院などの高等教育機関では、理論・実技の授業に加え、社会連携をキーワードに、時代のニーズに沿う形で外部機関と協働でコミュニティ通訳の現場を学ぶ機会が提供され始めている。

### 2.1. 東京外国語大学における「インターンシップ」の事例



東京外国語大学では、言語文化学部グローバルコミュニケーションコースにおいて、2012年度よりコミュニティ通訳に特化した「インターンシップ」の授業が提供されている。この授業は、同じくグローバルコミュニケーションコースにおいて、多言語・多文化領域の中に位置づけられる多文化社会コーディネーションを担当する教員が開講する「インターンシップ」と協働で運営されてきた。コミュニティ通訳、多文化社会コーディネーションのいずれも多文化化が進む日本社会においてニーズが高まりつつある分野であり、共にあるべき多文化共生の姿について探求を重ねていくという意味で共通事項が多い。これらの授業は、コミュニティ通訳ないし多文化社会コーディネーションをゼミにて専門的に学ぶ学部3年生以上を対象とする選択科目として春学期および秋学期に開講されており、両ゼミの学生がそれぞれの専門分野で学んでいる知識を生かしつつ、授業に参加していることが特徴である。現在では、コミュニティ通訳を専門演習として学ぶ学生のみに対象が限定されているものの、多文化社会コーディネーションの視点も保ちつつ、授業運営がなされている。

この「インターンシップ」は、東京外国語大学が包括協定を結んでいる東京・府中市との社会連携の枠組みによって実現されたものである。具体的には府中市役所からの依頼のもと、市内で主に外国人住民向けの日本語学習教室を運営する府中国際交流サロンの日本語ボランティアとともに、春学期・秋学期のそれぞれにおいて協働事業を行うこととなっている。協働事業では府中市に暮らす外国人が直面することが多い事柄がテーマとして選定され、そのテーマに基づき、春学期には外国人住民を含む府中市民を対象とした「交流会」を実施し、秋学期には外国人住民向けの「生活便利帳」の作成を行っている。2014年度の授業開始以来、これまで各年、防災、子育て、ごみ出し、高等学校への進学、公共施設の利用方法がテーマとして選定されている。

春学期の「交流会」では、学生は普段大学でそれぞれが学ぶ地域言語が話されている国・地域におけるテーマに関する事情を個人・グループで発表し、府中市民との交流を図る設計となっている。また秋学期には、同じテーマについて府中市における事情をリサーチしつつ、それを外国人住民にとってわかりやすい形で、日本語ボランティアの協力を得ることで一部「やさしい日本語」を用いながら、冊子形式の生活便利帳にまとめる作業を担うこととなっている。府中市役所では市民向けの生活便利帳等を発行しているものの、いずれも必ずしも非日本語母語話者にとってわかりやすい情報発信の体裁とはなっておらず、そのため日々の暮らしにおいて外国人住民が問題に直面した際になかなか活用されにくい状況が続いていた。

学生らがまとめた生活便利帳は冊子として 4000 部が府中市のさまざまな施設等で配布されるほか、インターネット上でも広く公開されている<sup>5)</sup>。学生にとっては、一年間の学びの成果が具体的なアウトプットとなり、外国人住民に利用されることが励みになるほか、扱われる案

件が当事者のその後の人生や生命に関わる場合もあり、学部生レベルでは現場に足を踏み入れることに躊躇せざるを得ないケースの多いコミュニティ通訳における、数少ない「現場」を肌で感じる貴重な機会となっている。

## 2.2. 加速化する社会連携の動き

社会連携という観点において、大学・大学院などの高等教育機関と外部の専門機関との協働による中長期的な視座に立ったコミュニティ通訳分野の人材育成の試みも加速している。その際、現在大学・大学院に通う現役の学生に加え、すでに社会人として活躍している卒業生を対象に、より即戦力としてコミュニティ通訳の各現場で活動できる人材の育成が焦点の一つとして考えられる。

先述の通り、コミュニティ通訳では、たとえば司法分野であれば在留資格にまつわる案件が多くを占めるものの、在留外国人の定住化に伴い、新たに家族を形成することによって生じ得る離婚などの家庭に関する事件やその背景に見え隠れするドメスティックバイオレンス、またそこから転じて発生する児童虐待などの深刻な問題を取り扱う場面が多い。またそれらに付随する形で、こころの問題を発症させている事案も多々見られ、相対する通訳者自身にも感情の管理が求められる。そのため、自身もまた様々な人間関係を経験した社会人が通訳にあたることは、外国人当事者の心の機微をつかみ、それを訳出に反映させていく行為においては心強い存在といえる。

こうした背景の中、東京外国語大学ではこれまでも、多言語・多文化教育研究センター（以下、センター）が中心となり、社会人を中心に据えたコミュニティ通訳人材の養成にあたってきた。センターは2006年4月の設立以来、「多文化社会人材養成プロジェクト」の一環として、2010年度から2013年度に亘り、「多文化社会専門人材養成講座」の中でコミュニティ通訳コースを開講すると同時に、特に司法通訳分野において外部機関との社会連携の強化を図ってきた。具体的には、弁護士会との連携が挙げられる。連携強化の取り組みにおいては、センターでは独自に「コミュニティ通訳紹介制度」を立ち上げ、2010年10月より法律相談会における通訳者の紹介を開始し、主に東京の三弁護士会や関東弁護士連合会からの依頼に応じ、法律相談センターや無料法律相談会に通訳者の紹介を行った。この際の通訳は上述のコミュニティ通訳コースの修了生が務めた。これらの修了生は一般社会人であり、すでにコミュニティ通訳の各現場において一定の経験を有する者が多かった。

加えて、センターでは2013年度、2014年度にかけ、関東弁護士連合会「外国人の人権救済委員会」との間で遠隔通訳に関する実践研究も実施した。この実践研究においては、スカイプを利用した法律相談の現場での遠隔通訳の実験のほか、関東弁護士の弁護士を対象にしたアン



ケート調査も行う（杉澤・指宿 2015）などして、特に在留外国人にとってニーズの高い司法分野での相談通訳に関する課題の抽出にあたった。

### 2.3. 言語文化サポーター制度の設立

「多文化社会人材養成プロジェクト」が 2015 年度に終了した後も、センターでは引き続き社会人を対象に、これまでの経緯を踏まえた上で、以前にも増してニーズが高まる司法分野を中心とするコミュニティ通訳を通じた外国人支援への取り組みを継続することとなった。その際、センターでは従来からの「コミュニティ通訳紹介制度」を見直し、2016 年 7 月に新たに「言語文化サポーター制度」を設立する運びとなった。これまで運営してきた「コミュニティ通訳紹介制度」においては、活動にあたる通訳者がコミュニティ通訳コース修了生に限定されていたのに対し、「言語文化サポーター制度」は上記の修了生も継続して対象とするものの、登録の門戸を東京外国語大学の卒業生、教職員、大学院生へと拡大するよう仕組みを改めることとなった。これは「卒業生とのつながりの活性化」という昨今大学に課せられている社会的要請に対応するものであり、また大学本体として「社会貢献」に取り組むという姿勢の表れでもあるといえる。

2018 年 4 月末現在、言語文化サポーター制度の登録者の延べ人数は 194 名、通訳言語は 24 言語<sup>6)</sup>となっており、その大半は社会人として一定の経験年数を有する卒業生である。登録にあたっては、自身が対応可能な通訳言語に加え、語学関連の資格や留学を含む海外滞在経験、また実際に通訳を行った経験がある場合は、その具体的な業務内容や逐次・同時通訳などの通訳の業務形態についても詳しく明記することが求められている。これにより、実際に通訳案件が発生した際に、これまでの経験にもとづき、どの登録者に業務を紹介するのか、依頼する側であるセンターがマッチングをやすくするためである。また登録者には、具体的にどのようなテーマでの活動に興味・関心があるのかについても記入を求めることで、より本人が希望する場面において通訳を行い、通訳現場での場数を積み重ね、力量形成を行っていくことが可能な仕組みとなっている。

現状、言語文化サポーターとしての活動の場は、大きく分けて、在日外国人支援、国際イベントの二つである。このうち、在日外国人支援については、従来の社会連携の枠組みを継続する形で、東京三会が実施する無料法律相談および相談会での通訳や東京都外国人支援ネットワークが開催するリレー専門家相談会での通訳が主な活動となっているほか、昨今急増するニーズをふまえ、首都圏の児童相談での面接等の通訳もその一環に加えることとなった。一方、卒業生の中では、自身がこれまで体得してきた語学力を生かす場として、必ずしもコミュニティ通訳に限らず、広く国際交流などの場で活動したいと考える者も多く、そのような声に応える

のも大学としての一つの使命であるといえる。そのため、言語文化サポーター制度では、在日外国人支援に加え、スポーツや文化に関わる国際的な催しの通訳や言語力を生かした活動や国際交流・国際理解教育等のイベントスタッフを務める国際イベントなどでの活躍の機会を情報提供するに至った<sup>7)</sup>。

言語文化サポーター制度では、活動参加希望者に対してはセンターが企画・運営する研修への参加も登録にあたって義務付けを行っている。研修の内容も多文化共生の現場において喫緊の課題として考えられているテーマを中心に多岐に亘っており、登録者には実際の現場において求められる背景知識の体得が活動参加の必要条件として課されている。

具体的には、制度が開始された 2016 年度には複数回に亘り、登録者を対象とした研修を実施した。9 月 25 日に行われた第 1 回目の研修では、言語文化サポーターの概要説明に加え、「多言語・多文化化する日本の現状」と題した講義、またそれに続く形で「コミュニティ通訳の役割」「基本的通訳技法（演習）」を開講した。研修の最後では、ワークショップを通じた振り返りも実施した。また続く 12 月 10 日には、現在日本においても特に話題に上げられることの多い難民申請をテーマとして設定し、「難民とは？」「難民認定と手続き」という題目で、それぞれ UNHCR 駐日事務所法務部、日本弁護士連合会人権擁護委員会から講師を招き、研修を開催した。

こうした外部機関は日ごろの業務において、質の担保された、特に少数言語を媒介とするコミュニティ通訳者を必要とする場面が多く、言語文化サポーター制度への期待が高い。また登録者も、通訳をする上で必要な背景知識を吸収できるだけでなく、自身が通訳者とし求められる知識の「範囲」を把握することが可能となり、その後の活動に自信をもって望むことができるようになる。

このような観点において、外部機関との連携はコミュニティ通訳者の養成において必要不可欠な取り組みであるとの認識のもと、センターでは翌 2017 年度も継続して言語文化サポーター制度登録者に向け、企画・運営することを事業の根幹に据えた。一例としては、2018 年 2 月に 2 日に分けて実施した「法律相談における DV・児童虐待事案への対応研修」が挙げられる。この研修では、第 1 回目となる 2 月 8 日の研修では、東京都で婦人相談にあたる東京ウィメンズプラザを訪問し、DV 被害者支援に関する法律や東京都の支援体制について、実際に日ごろ業務に従事している相談員から講義を受けたほか、同施設の図書館の見学会も実施した。また第 2 回目となる 2 月 10 日の研修においては、特定非営利活動法人ふじみ野国際交流センターの理事長ならびに埼玉弁護士会に所属する弁護士を講師に招き、それぞれ「在日外国人支援の現場について」「DV・児童虐待事案に関する法律について」というテーマで講義を提供、昨今在留外国人の間でも深刻化する DV や児童虐待の問題について、登録者の間で共有を図った。セン

ターには、これまで多文化共生の現場で外国人支援活動に従事してきた多文化共生コーディネーターが在籍しており、教員との連携の下、多言語・多文化化する日本社会において特に在留外国人の間で課題として位置づけられているテーマを研修に取り入れるよう調整がなされており、現場重視の方針が取られているのが一つの特徴である。

### 3. TOT(Training of Trainers)の試み

言語文化サポーター向けの研修において、さらにセンター独自の取り組みとして挙げられるのが TOT(Training of Trainers)、すなわち「コミュニティ通訳養成のための講師育成研修」である。コミュニティ通訳の必要性は全国各地で謳われており、特に 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、各自治体・国際交流協会は地域に暮らす外国人が災害に被災した状況を想定し、その場における通訳ならびに翻訳による支援のあり方について研修を開催する機会が多くなった。加えて折からの在留外国人の増加に伴い、災害時のみならず、日常時においても外国人住民に対し、適切な言語支援を担うことのできるコミュニティ通訳の育成に努めているものの、この領域が会議通訳などの他の通訳分野と比べ萌芽的であるがゆえ、その指導にあたることのできる人材の数ならびに質に限界があるのが実情である。ましてや単発による方法にとどまるのではなく、より系統だって研修を組み立てていくことが潮流となっている中、コミュニティ通訳養成のための講師育成は急迫した課題であるといえる。

こうした時代背景において、センターでは言語文化サポーター登録者を対象に、コミュニティ通訳を養成できる講師を育成し、地域の多言語・多文化化に資することを目的として、2017 年 6 月 3 日、同月 17 日の二回連続講座として「コミュニティ通訳養成のための講師育成研修」を開催した。参加者は英語、スペイン語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、モンゴル語を通訳言語とする計 9 名であり、本講座は連続講座であるため、参加者には両日への出席を参加必要条件として課した。これまで会議通訳の分野においては、AIIC（国際会議通訳者協会）が主催する TOT セミナーが欧州各地で開催されるなどの例が見られるが、コミュニティ通訳においては、少なくとも日本国内に限定すれば、同様の試みは確認されておらず、先進的な取り組みとして位置付けることが可能である。言語文化サポーターには、すでにコミュニティ通訳として業務に励む人材も一定数登録されており、いずれ各地方自治体や国際交流協会から依頼が発生した際には研修講師の候補者として有力な存在である。大学としても卒業生に対し、コミュニティ通訳としての活動に加え、さらに一歩進んだ社会貢献、ひいては社会問題の解決に寄与する機会を提供することにつながるといえる。

二回連続講座の初日には、まず研修に先立ち、担当講師より本研修も目的とねらいについて説明がなされ、その後、コミュニティ通訳養成のための研修内容に関する講義が行われた。こ

の講義においては、担当講師が通常自治体や国際交流協会より講師依頼を受けた際に、研修内容についてどのように依頼主と調整を図り、研修案を固めていくか、過去の具体的な事案の一部をもとに解説がなされた。講師としては依頼主のニーズに対応したカリキュラム作りを行うことが望ましいのはもちろんではあるものの、場合によっては依頼主側が通訳そのものに関する知識を十分に持ち合わせていないケースも散見される。そのため通訳者でもある講師自らが、参加人数や参加者の語学レベル、通訳経験の有無などにあわせ、主体的にカリキュラム設計を行い、それを依頼主に提案することができる力量を兼ね備えている必要がある。また研修に要する時間や、講義と演習の時間配分、通訳に加え翻訳も研修内容に組み込む必要があるかなど、それぞれの地域の実情や各依頼主のコミュニティ通訳に期待する役割などに応じて、緻密なカリキュラム設計を行うことが求められている。そのため、具体的な事例に基づいた研修内容に関する講義を冒頭に据え、その後のカリキュラム作りを検討する前段階として、担当講師と参加者間で講師として必要な意識の共有を図ることとなった。

それに続く形で、次に担当講師が日ごろ依頼を受けた研修において、カリキュラム上、講義の後に位置づけているさまざまな通訳演習をその意義とともに紹介し、参加者には自ら各演習を実践することを課した。具体的な通訳演習はリテンション、リプロダクション、逐次通訳である。リテンションは通訳者にとって必要不可欠である記憶力を増強することを目的としたものであり、またリプロダクションは通訳行為において根幹となる発話者のメインメッセージを過不足なくとらえるための演習である。またコミュニティ通訳は会議通訳とは異なり、同時通訳ではなく逐次通訳が主な通訳形態となっている。そのためコミュニティ通訳の育成において通訳の実技演習を実施する際には、通訳形態としては逐次通訳が選択されることが望ましく、さらに各通訳現場では対話型の通訳が主流であるため、ロールプレイング形式によるものが依頼主から必要とされる場合が多い。こうした現状にかんがみ、本研修参加者にもあらためて各通訳演習を実践し、コミュニティ通訳養成におけるそれぞれの必要性を認識するよう促した。

その後は、参加者を3名一組のグループに分け、各グループによる通訳演習の作成が行われた。このグループワークにおいて、上述の講義内容にもとづき、参加者それぞれが現場での知見を持ち寄りつつ意見交換を行い、対象者に応じた演習内容の選定やテーマの設定などにあたった。参加者にはパソコンが貸与されたほか、事前の案内に従い、自らタブレット端末を持参し、その場で在留外国人や多文化共生に関する新聞記事などのニュースを検索し、各通訳演習のベースとなる素材を集め、創意工夫を凝らしながら教材化を目指した。その後は各グループで作成した演習について相互評価を実施し、それに続く形で全体ディスカッションを行った。参加者からは「研修対象者が日々どういう人たちを対象に通訳を行っているということをよく理解して、題材を考えるということは非常に大切」、「実際の研修ではその時の受講生の反応を

みながら、臨機応変に対応していくこと、コミュニティ通訳の今後めざす方向は必ず伝えることを忘れずに行なければならないことを再確認した」、「それぞれが経験の中から思うことがあり、その思いを共有しながら大切なものを形にすることを考え、まとめられたことがよい結果になった」などのコメントが寄せられるなど、単に教材を作成するだけでなく、その過程において常に研修対象者の立場に寄り添うこと、ならびに自らのコミュニティ通訳に対する思いもまた研修中のメッセージとして伝えていくことの大切さが共有された。

初日の講座では、終了時に参加者に対し、担当講師より次回講座までの課題が提示された。課題の内容は参加者各自が自治体・国際交流協会より研修講師の依頼を受けたと想定し、研修冒頭に用いる講義用資料、ならびに講義に続き行われる通訳演習のうち、初日の講座では取り扱わなかった逐次通訳ロールプレイ用シナリオの作成である。本講座のカリキュラム設計においては、初回と二回目の講座の間に二週間の期間を設け、参加者には第一回目の講座内容を振り返り、それぞれが自宅にて時間をかけ、あらためて多文化共生社会の実状などについてリサーチを繰り返しながら研修内容を吟味し、策定することをねらいの一つに据えた。講座自体は計 2 回、合計時間数は 12 時間ではあるものの、コミュニティ通訳関連の研修のトレンドとして単発から複数回へと、時間をかけながら体系的な学びを確保する形で実施されるようになってきていることがその背景にある。

上述の通り、二週間の期間を経て、第二回目となる講座が開催された。講座前半では、各自が課題として作成してきた講義用資料をもとに、一人当たりおよそ 20 分の時間枠で模擬講義を行った。本来であれば、実際の研修で見られるように 1 時間相当の講義を行うことが理想的ではあるものの、参加者 9 名全員に発表の機会を提供するために、時間枠を 20 分程度に限定することとなった。そのため模擬講義の内容は、作成した講義全体の概要を記した A4 一枚のレジュメをもとに、参加者自身がそのうちで最も強調して伝えたいと考える項目にかかる部分についてパワーポイントのスライドを二枚用意し、発表を行う形式をとった。教育、行政、医療など、それぞれが日ごろ活動の現場としている各通訳場面の事例も取り入れた講義の発表が終了した後は、個々人の模擬講義に対するフィードバックを担当講師および参加者が互いに与えるなどして意見交換を行った。

また講座後半では、同様に課題として課されていた逐次通訳ロールプレイ用スクリプトの発表ならびに個々人の発表に対するフィードバックがなされた。ロールプレイ用スクリプトは一つの通訳場面を想定したものではあるが、演習の参加者がそれぞれ外国人相談者役、日本語話者の専門家役、そして通訳者役の三役をすべて担うことができるよう、話の流れに応じて、三つの場面に分けて作成するよう促した。スクリプトの作成にあたっては、現場で対応せねばならない課題と制度的な知識を盛り込むことが意識され、演習を通して、通訳技術だけでなく周



辺知識をも得られるよう内容が工夫されるなど、コミュニティ通訳の現場を知る参加者ならではの発表が目立った。これに続く全体ディスカッションやまとめなどの振り返りの場においては、通訳現場は異なるものの、自身の現場で発生しがちな問題と類似した諸問題をうまくスクリーンに取り入れている例をみて認識を共有することができたとの意見が見られたほか、似たような志を持つ参加者と共通認識を深めあったり、新たな知識を吸収したり、互いに学び合うことができたことが有意義であったとする所見も確認された。その後、実際に参加者の間で研修講師の依頼が発生し、講師を引き受ける例も出始めた。このことから、コミュニティ通訳養成のための講師育成は現実的なニーズに対応するものとして、今後も中長期的な視座も具えながら取り組んでいくべき課題であろう。

#### 4. 東京地方検察庁との人材育成に向けた取り組み

このようにコミュニティ通訳の分野において、人材育成の取り組みは従来の自治体・国際交流協会が実施してきた単発形式のものから多様化し、特に大学・大学院などの高等教育期間においても在校生を対象とした授業の開講だけでなく、卒業生を中心に据えた活動や研修の機会の提供など、徐々に広がりが見られるようになってきている。その際には、高等教育機関が外部の組織・機関と手を組み、それぞれにメリットのある形で人材育成を行うことが、特に大学が社会連携を進めていく上では欠かせない要素となりつつある。

その一例となるのが、センターと東京地方検察庁（以下、東京地検）との取り組みである。センターでは2017年4月24日、多言語・多文化社会における円滑なコミュニケーションの実現や通訳人の育成等を目的として連携、協力することで合意、覚書に調印した。

覚書の締結に先立って、センターでは東京地検からの通訳人の質の確保に係る協力に加え、相互に講師を招き合い、言語文化サポーターや在校生向けの説明会、ならびに地検登録の通訳人向け研修を実施するなど、協働して事業を進めてきた。覚書の調印後も、東京地検では同年5月30日、言語文化サポーターを対象とした「東京地方検察庁見学及び裁判傍聴」が実施されたほか、7月24日には検察官等対象の講演会「通訳人を介したコミュニケーションのあり方～コミュニティ通訳の視点から～」が開催され、主に若手・中堅クラスの検察官に対し、通訳人が通訳時においてどのように自身の役割をとらえ、どのような姿勢で通訳行為に臨んでいるのか、また特に事前・事後の打ち合わせなど、通訳人として検察側にあらかじめ理解・協力してほしい点等々について概説がなされた。

このような二者間の連携を通し、大学としては、現場の検察官から直接話を聞き、取調べ通訳に関する意見を交換したり、通訳付きの裁判を傍聴したりする機会が言語文化サポーターを中心とする卒業生に対してだけでなく、在校生にも開かれていることは、中長期的な人材育



成の観点からも理想的であるといえる。在校生は、卒業後すぐにコミュニティ通訳の道を志すことはなくとも、学部・大学院在籍中に取り調べ通訳の実状に触れ、現場の生の声に耳を傾けることは、その後司法通訳に関心を持ち続けることへのきっかけづくりとなるほか、ひいてはコミュニティ通訳全般に対して注意を傾け、いずれはコミュニティ通訳としての活動に従事していくための動機づけにもなりうるだろう。

他方、東京地検としても、昨今では在留外国人だけでなく訪日外国人の増加に伴い、あらゆる外国人が犯罪の被疑者ではなく、被害者や証人となるケースも増えてくることにより、取調べにおいて通訳人を介する場面も多くなってきている。今後そのようなケースが拡大する傾向にあるとされる中、その対応にあたる機会が増す若手・中堅クラスの検察官に対し、通訳人を介したコミュニケーションのあるべき姿について、あらかじめ検討し、一定の備えをしておくことは、通訳に係る検察側の中長期的な人材育成にもつながると考えられる。加えて 2018 年 3 月 8 日には、東京地検の登録通訳人を対象に、刑事手続きにおける通訳や取調べ通訳の役割やあり方に関する「捜査通訳説明会」が開催され、外語大側から講師としてコミュニティ通訳研究やコミュニケーション論を担当する教員が招かれ、解説を行うなど、検察官だけではなく、通訳人に対する研修においても連携が図られている。

## 5. 通訳人を介した模擬裁判

また両機関による人材育成の取り組みは、上述のように、それぞれの組織内ないし組織に関連する人材を対象としたものに限らず、広く社会一般に向けて開かれた形で取り得ることもできる。2017 年 11 月 23 日、外語祭特別企画として開催された「東京地方検察庁との連携による通訳人を介した模擬裁判」がその一例である。東京地検が主導するものとしては、通訳人付きの模擬裁判は本邦初の試みであった。

進行にあたっては、模擬裁判全体を 1 時間半程度とし、まずは東京地検の通訳人制度についておよそ 10 分間に亘り説明がなされた後、1 時間程度の模擬裁判を行い、最後に質疑応答と振り返りを実施した。模擬裁判では、被告人が英語圏の架空の国の人、被害者が中国語圏の人とし、通訳人役・被告人役・被害者役は言語文化サポーターや留学生から募ることとした。一方、警察官役・検察官役・弁護士役・裁判長役については、東京地検の検察官がそれぞれの役を務めることとした。なお通訳人については、英語・中国語それぞれの言語につき、3 名までが入れ替わりで通訳をするほか、通訳形態も逐次通訳に加え、同時通訳も採用するなど、できるだけ多種多様な通訳状況を作り出し、多言語による法廷現場における通訳のありようを示すよう設計がなされた。

模擬裁判では、電車内でスリを働こうとしたものの、その場にいた警察官に逮捕されたため、

現金や物を盗むことができなかったという架空の窃盗未遂の事件が東京地検により用意された。模擬裁判においては、冒頭手続、警察官の証人尋問、被害者の証人尋問、被告人質問の4つの場面が通訳人を介して再現されることとなった。まず冒頭手続では、被告人に氏名の確認や起訴状の朗読、被告人・弁護人の認否が行われた。次に、被告人と警察官および被害者の位置関係を画面に映し、説明を加えながら、主尋問・反対尋問からなる警察官の証人尋問が行われ、日本語・英語間の逐次通訳ならびに同時通訳を介したやりとりが披露された。

その後は被害者の証人尋問がなされたが、この場合においては日本語・英語・中国語の三言語が飛び交うこととなった。まず検察官や弁護人の質問については、その内容を被害者に理解してもらうため、日本語による質問を中国語に通訳する必要がある。それに加え、今度は質問の内容について被告人もまた理解しておく必要があるため、同じ日本語による質問を英語にも通訳しておくことが求められる。さらに被害者からの返答についても、まずは中国語から日本語へと通訳を行う必要があり、さらにその内容を被告人が理解するためには、同時に英語にも訳出することが求められる。このような多言語によるやりとりを必要とする裁判は数としてはまだ多くはないものの、今後同様のケースが発生する可能性は高いといえる。

模擬裁判ではそれに続き、被告人質問における通訳場面が示された。通常その後に取りられる検察官による論告・求刑や弁護人の弁論などの手続きや判決の言い渡しは再現されなかったものの、通訳人を介した裁判がどのように執り行われるのか、数多くの新聞・テレビなどのメディアを通じて報道された<sup>8)</sup> ことにより、広く社会からの認知を得る機会となった。また模擬裁判を通して、法廷における通訳技法上の留意事項にとどまらず、適切な裁判を行う上で通訳人の質の担保こそが課題となっている現状について発信できたことは意義深いといえる。模擬裁判は、狭義においては、言語文化サポーターへの研修の機会となっただけでなく、広義においても、いずれは司法通訳を含む、コミュニティ通訳の利用対象者となり得る一般市民とも現状の課題を共有し、質の向上に向けた取り組みの必要性を考え合うきっかけを提供するなど、コミュニティ通訳養成において欠かすことのできない概念である「ユーザー教育」としてもとらえることができるだろう。

## おわりに

これまで見てきたとおり、在留外国人や訪日外国人の増加を背景に、これまで各自治体・国際交流協会が中心となり行ってきたコミュニティ通訳の養成は、内容面だけでなく、その担い手についても多様化が見られ、大学・大学院などの高等教育機関においても学部レベルから社会連携の枠組みを活用しつつ、実践的な取り組みがなされるようになってきた。加えて卒業生の活性化という社会的要請の下、高等教育機関ではさらに社会連携の枠組みを広げつつ、卒業

生等対象の研修を通じて、社会貢献を果たしながら、それと同時にコミュニティ通訳における質的・量的担保という命題に主体的に取り組むなど、時代の流れに沿った形でその養成にあたる姿勢が求められている。

現状コミュニティ通訳の中でも、他の専門領域と比べ、専門職化に向けた動きに兆しが見え始めている司法通訳において、特に社会連携の枠組みを拡大しながら、質の保証を軸に置いた通訳人材の養成にあたっていくことは一つの方向性として取り得るべき判断であるといえる。まずは司法通訳分野での足固めを行い、その後、他のコミュニティ通訳の専門領域においても同様なし共通のスキームを用い、質の担保に向けた取り組みや認定制度の設立などを図っていくことは、今後さらに多文化化が進み、さらに深刻な問題にも直面する可能性にある日本社会において検討されるべきアプローチであると考えられる。

司法通訳分野に関しては、東京地検と本学の間で見られるような社会連携の動きが、法曹界においてさらに広がりを持つことが期待される。質の担保された通訳人を必要とするのは検察庁に限らず、裁判所も弁護士会もまた同様である。特に少数言語の通訳人の確保が厳しい状況において、これら法曹三者が共通してアクセスできる通訳人プラットフォームを設けるなどの方策を模索することも、今後検討すべき重要事項の一つといえる。プラットフォームを制度設計する中で、倫理綱領について十分な研修を実施することで、法曹三者それぞれの通訳状況において異なる立場性を求められる場合でも、各人が通訳人として適切な形で責務にあたることも可能であろう。

\*本研究は、平成 29 年度～31 年度 JSPS 科研費（基礎研究（C））「子育て支援相談に携わるコミュニティ通訳者養成教材の研究」（研究代表者：内藤稔）（課題番号：17K02966）の研究成果の一部である。

## 注

- 1) 法務省, 2018, 平成 29 年末現在における在留外国人数について（確定値）. [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)（最終アクセス 2018 年 5 月 8 日）
- 2) 法務省, 2018, 平成 29 年末現在における在留外国人数について（確定値）. [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)（最終アクセス 2018 年 5 月 8 日）
- 3) 法務省, 2018, 平成 29 年末現在における在留外国人数について（確定値）. [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)（最終アクセス 2018 年 5 月 8 日）
- 4) 公益財団法人札幌国際プラザや大田区多文化共生推進センターなどの例が挙げられる。
- 5) 府中市, 2018, 外国人のためのやさしい生活便利帳. <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/bunka/bunka/kokusaikoryu/seikatsujoho/seikatsu/yasashiibenricho/>（最終アクセス 2018 年 5 月 8 日）
- 6) 通訳言語は、登録者数の多い順番で英語、中国語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語、ペルシ

ャ語、朝鮮語、インドネシア語、トルコ語、タイ語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、台湾語、モンゴル語、ベトナム語、ダリー語、イタリア語、タガログ語、ヒンディー語、ビルマ語、ウズベク語、ウイグル語、アゼルバイジャン語となっている。

- 7) 言語文化サポーターに係る活動実績については、以下の東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターのウェブサイトにおいて公開されている。

<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/news/28-28pdf.html> (最終アクセス 2018年5月8日)

- 8) 模擬裁判実施に関しては、毎日新聞、読売新聞、NHK ニュース7、東京新聞、日本経済新聞、産経新聞などに掲載および放映された。

### 参考文献

- Pöschhacker, F. (2004). *Introducing Interpreting Studies*. London: Routledge.
- 杉澤経子 (2013) 「問題解決に寄与するコミュニティ通訳の役割と専門職養成の取り組み」『多言語・多文化協働実践研究』16. pp. 12-30.
- 杉澤経子・指宿昭一 (2015) 「外国人のリーガルアクセスを保障する遠隔通訳のあり方—関東弁護士連合会と東京外国語大学による協働実践研究を中心に」『多言語多文化—実践と研究—』7. pp.144-181.
- 染谷泰正・斎藤美和子・鶴田知佳子・田中深雪・稲生衣代 (2005) 「わが国の大学・大学院における通訳教育の実態調査」『通訳研究』5. pp.285-310.
- 武田珂代子 (2013) 「教育 高等教育機関での翻訳者・通訳者養成」鳥飼玖美子 (編著)『よくわかる翻訳通訳学』ミネルヴァ書房
- 内藤稔 (2018) 「相談通訳の専門性—諸外国と日本のコミュニティ通訳者教育の比較から」日弁連法務研究財団編『法と実務』商事法務
- 水野真木子 (2008) 『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書
- 水野真木子・内藤稔 (2015) 『コミュニティ通訳 多文化共生社会のコミュニケーション』みすず書房